

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第82号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第132号）

平成9年度及び平成12年度から平成15年度に係る石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 適性検査の結果、配点、合否及び採用に及ぼす影響
- (2) 集団討論及び面接の採点基準（チェックシート等も含む。）
- (3) 行政職について同一の試験区分で採用試験を行う理由

2 本件公開請求に対する決定

請求対象文書	決定内容
適性検査の結果	保存期限経過による不存在決定
適性検査の配点	文書不作成による不存在決定
適性検査の合否及び採用に及ぼす影響	文書不作成による不存在決定
集団討論及び面接の採点基準	保存期限経過による不存在決定
行政職について同一の試験区分で採用試験を行う理由	文書不作成による不存在決定

3 担当課 人事委員会事務局総務課

4 審査請求等の経緯

- (1) H19. 8. 20 公開請求 (4) H19. 12. 5 諒問
- (2) H19. 9. 3 不存在決定 (5) H22. 5. 20 答申
- (3) H19. 10. 29 異議申立て

5 諒問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書につき、「適性検査の合否及び採用に及ぼす影響」については、「平成15年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」を特定し公開決定等をすべきであるが、その余の不存在決定については妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 適性検査</p> <p>(1) 結果</p> <p>実施機関は、受験者ごとに作成された記録用紙を特定し、その保存期限が1年未満であったため、期限経過により存在しないとして不存在決定を行ったとしている。</p> <p>当審査会において、平成15年度のファイル基準表を確認したところ、簿冊名欄に「適性検査」の記載はなく、実施機関は、ここに記載された簿冊名に属さない文書は「1年未満保存文書」として取り扱っていると説明している。また、平成16年度のファイル基準表を確認したところ、平成15年度のファイル基準表では確認できなかった「答案用紙」が新たに「保存期限1年」の簿冊名欄に記載されていることから、請求に係る年度の適性検査の結果の保存期限が1年未満であったとの実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(2) 配点</p> <p>当審査会で平成9年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の配点表を見分したところ、適性検査について配点は行われていないので、配点を記載した文書は作成していないとの実施機関の説明は特段不自然ではない。</p> <p>(3) 合否及び採用に及ぼす影響</p> <p>実施機関は、適性検査について、筆記試験等で充分判定できない適性及び適応性等の面から職務遂行能力を判定するために実施していると説明している。</p> <p>当審査会において「平成9年度石川県職員採用候補者上級（大学卒程度）試験案内」を見分したところ、第2次試験で行われる適性検査について、「職務の遂行に必要な素質及</p>

び適性について検査を行います。」と記載されていることから、合否及び採用に及ぼす影響に係る文書を作成する必要はないとの実施機関の説明は、特段不自然ではない。

しかしながら、実施機関は、当審査会における意見陳述で、平成15年度以降は、「合否及び採用に及ぼす影響について明確に記載した文書とはいえないが、『評価基準』において、適性検査の判定が不適格である者は、不合格とする」と記載している。と述べており、「平成15年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」を見分したところ、本件公開請求に対応する公文書と推認できるので、実施機関は改めて公開決定等をすべきである。

2 集団討論及び面接の採点基準

異議申立人は、本件公開請求で、集団討論及び面接の採点基準（チェックシート等も含む。）と記載している。それに対し、実施機関は、「集団討論及び面接の結果」である討論グループごとの評定表又は受験者ごとの評定票に評定項目及び着眼点等が記載されているとして、その評定表（票）を公開請求に対応する公文書として特定し、保存期限が経過したため、廃棄し存在しないと主張している。

当審査会において、平成15年度のファイル基準表を確認したところ、「集団討論評定表」及び「個別面接評定票」の記載はないが、平成16年度のファイル基準表では、「保存期限1年」である「答案用紙」の備考欄に「面接資料含む」と記載されていることから、公開請求時点において当該評定表（票）の保存期限が経過していたとの実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

3 行政職について同一の試験区分で採用試験を行う理由

異議申立人は、行政職の試験を各任命権者ごとに区分して実施していない理由を公開請求している。

これに対し、実施機関は、同一の試験区分で実施する理由として、同一の競争基準に合格したもののうちから採用されることになるので、県職員としての職務遂行能力において同一の基準以上の人材を確保できると説明するとともに、従来から国家公務員採用試験と同様に同一の試験区分で実施しており、このことについて特に検討する必要性はなかったと述べていることから、その理由を記載した公文書は作成していないとの実施機関の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

6 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)
答申第82号

答 申 書

平成22年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定については、「適性検査について合否及び採用に及ぼす影響」に係る請求に対して「石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」を対象として改めて公開決定等をすべきであるが、その余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年8月20日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）に関する、

- (1) 適性検査について結果、配点、合否及び採用に及ぼす影響
- (2) 集団討論及び面接の採点基準（チェックシート等も含む。）
- (3) 行政職について同一の試験区分で採用試験を行う理由

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年9月3日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を30日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年10月1日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

- (1) 保存期限経過（適性検査について結果、集団討論及び面接の採点基準）
- (2) 作成していない。（適性検査について配点、合否及び採用に及ぼす影響、行政職について同一の試験区分で採用試験を行う理由）

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年10月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成19年12月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて、諒問を行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 保存期限が経過したので不存在とされた事項については、保存期限を明らかにすべきである。
- (2) 適性検査に関する請求対象文書を作成していないとしているが、適性検査の結果が保存されている以上、その結果が合否及び採用に関して使用されたことは明らかであり、公文書を作成していないわけがない。
- (3) 試験区分については、試験実施にあたり、試験制度について検討していないとは考えられず、同一の試験区分で実施することを決定した公文書は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 適性検査の結果については、受験者ごとに作成された記録用紙を特定したが、請求に係る文書の保存期限は、石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）第57条の規定により作成した「固有文書ファイル基準表」（以下「ファイル基準表」という。）において、平成15年度以前は1年未満であったことから、公開請求時点において保存期限が経過していた。

また、「集団討論及び面接の採点基準」については、評定項目別の着眼点等を記載した討論グループごとの評定表又は受験者ごとの採点済み評定票を本件公開請求に対応する文書として特定したが、その保存期限は上記の適性検査と同一であり、公開請求時点において保存期限が経過していた。

なお、仮に保存期限内であったとしても、評定表（票）には評定項目及び着眼点等を明記していることから、これを公にすると、受験者がそれを意識した受験準備をするなど、試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるので、当該文書は条例第7条第6号に該当するものと考える。

2 適性検査は、筆記試験、口頭試問、身体検査等の方法では必ずしも充分に判定できないおそれがある各受験者の適性及び適応性等の面について、職務遂行能力の判定に資するため実施するものであり、受験者ごとの記録用紙に基づいて判定しているので、それ以外に、配点、合否及び採用に及ぼす影響を記載した文書を作成する必要はなく、作成していない。

なお、合否及び採用に及ぼす影響について明確に記載した文書とはいえないが、平成15年度以降は、「石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」で、適性検査の判定が不適格である者は、不合格とする、と記載している。

3 本件公開請求に係る試験区分における「行政」の合格者は、「石川県職員採用候補者名簿

(大学卒程度、試験区分『行政』)」に記載され、各任命権者は、大学卒程度の学力に基づく職務遂行能力を備える行政職員を採用しようとするときは、この名簿に記載された候補者のうちから、それぞれの判断に基づいて採用を決めるものである。

それは、いずれの任命権者であっても、同一の競争基準で合格とされた者のうちから採用することにより、県職員としての職務遂行能力において同一の基準以上の人材を確保できるからである。

また、以前から国家公務員採用試験の行政職と同様に、任命権者別ではなく同一の試験を行い、同一の採用候補者名簿を作成している。

このようなことから、採用候補者試験の行政職の試験区分に関する実施方法について、特に検討を要する事由がなかったことから、当該事由の存在を前提とする異議申立人の主張は、理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成9年度及び平成12年度ないし平成15年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）に係る次の文書である。

- (1) 適性検査に関する結果及び配点並びに合否及び採用に及ぼす影響
- (2) 集団討論及び面接の採点基準
- (3) 各任命権者に関する行政事務職員について同一の試験区分で実施する理由

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

- (1) 適性検査について

ア 結果

実施機関は、受験者ごとに作成された記録用紙を特定し、その保存期限が1年未満であったので、期限経過のため存在しないとして不存在決定を行ったと説明している。

当審査会において、平成15年度のファイル基準表を確認したところ、簿冊名欄に「適性検査」の記載はなかった。当審査会事務局をして実施機関に確認させたところ、簿冊名に属さない文書は「1年未満保存文書」として取り扱っていると説明している。

また、平成16年度のファイル基準表を確認したところ、平成15年度のファイル基準表では確認できなかった「答案用紙」が新たに「保存期限1年」の簿冊名欄に記載されていることから、適性検査の結果の保存期限が1年未満であったとの実施機関の

説明は特段不自然、不合理とはいえない。

イ 配点

当審査会で平成9年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の配点表を見分したところ、適性検査について配点は行われていないので、配点を記載した文書は作成していないとの実施機関の説明は特段不自然ではない。

ウ 合否及び採用に及ぼす影響

実施機関は、適性検査について、筆記試験等で充分判定できない適性及び適応性等の面から職務遂行能力を判定するために実施していると説明している。

当審査会において「平成9年度石川県職員採用候補者上級（大学卒程度）試験案内」を見分したところ、第2次試験で行われる適性検査について、「職務の遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。」と記載されていることから、合否及び採用に及ぼす影響に係る文書を作成する必要はないとの実施機関の説明は、特段不自然ではない。

しかしながら、実施機関は、当審査会における意見陳述で、「合否及び採用に及ぼす影響について明確に記載した文書とはいえないが、合格者決定にあたっての評価基準は存在する。」と述べており、そこで提示された「平成15年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」を見分したところ、本件公開請求に対応する公文書と推認できるので、実施機関は改めて公開決定等をすべきである。

（2）集団討論及び面接の採点基準

異議申立人は、本件公開請求で集団討論及び面接の採点基準（チェックシート等も含む。）としている。

それに対し、実施機関は、「集団討論及び面接の結果」である討論グループごとの評定表又は受験者ごとの評定票に評定項目及び着眼点等が記載されているとして、その評定表（票）を公開請求に対応する公文書として特定し、保存期限が経過したため、廃棄し存在しないと主張している。

当審査会において、（1）アと同様に、平成15年度のファイル基準表を確認したところ、「集団討論評定表」及び「個別面接評定票」の記載はないが、平成16年度のファイル基準表では、「保存期限1年」である「答案用紙」の備考欄に「面接資料含む」と記載されていることから、公開請求時点において当該評定表（票）の保存期限が経過していたとの実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

（3）試験区分について

異議申立人は、行政職の試験を各任命権者ごとに区分して実施していない理由を公開請求している。

これに対し、実施機関は、同一の試験区分で実施する理由として、同一の競争基準に合格したもののうちから採用されることになるので、県職員としての職務遂行能力において同一の基準以上の人材を確保できると説明するとともに、従来から国家公務員採用試験と同様に同一の試験区分で実施しており、このことについて特に検討する必要性はなかったと述べていることから、その理由を記載した公文書は作成していないとの実施機関の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

以上のことから、(1) ウの「適性検査の合否及び採用に及ぼす影響」については、「平成15年度石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）評価基準」を特定し公開決定等をすべきであるが、その余の不存在決定処分については妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 12 月 5 日	○ 質問を受けた。 (質問案件第 132 号)
平成 20 年 1 月 29 日	○ 実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 20 年 2 月 20 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 10 月 22 日 (第 184 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 11 月 5 日 (第 185 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 25 日 (第 188 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 1 月 29 日 (第 190 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 22 年 2 月 26 日 (第 191 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 3 月 9 日 (第 192 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 3 月 23 日 (第 193 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 4 月 23 日 (第 194 回審査会)	○ 事案の審議を行った。